

ロボット魅力発信事業委託業務仕様書

1 業務名

ロボット魅力発信事業委託業務

2 目的

2025 年度においては、8月に開催された大阪・関西万博「未来社会ショーケース事業『ロボットエクスペリエンス』」に、愛知県のロボット産業を世界にPRすることを目的として、県内のロボットメーカー・大学とともに参加した。

また、12月には、国際的なロボット複合イベント「World Robot Summit 2025 AICHI」が開催されることを好機に、次代のロボット人材・モノづくり人材の創出を目指して、子ども向けのロボット体験イベント「あいちロボフェス」を開催した。

これらのレガシーとして、2026年度においてもロボット魅力発信イベントを開催することで、愛知県が目指すロボットを「作り」「使う」世界的な先進地の実現に向けて、愛知の誇るロボット産業を継続してPRするとともに、ロボットによる豊かな未来社会の姿を提示することで、ロボットへの社会受容度の醸成の一助とし、次代のロボット人材・モノづくり人材の創出・育成に繋げていくことを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から2027年2月26日（金）まで

4 事業内容

ロボット魅力発信イベントを開催する。

(1) 名称

あいちロボフェス

※2022年度から子ども向けロボット体験イベントとして「あいちロボフェス」を開催しており、その名称が一定程度認知されていると考えられることから、引き続き同名称を用いることとする。（この場合、イベントロゴ及びキービジュアルは継続して利用可能とする。）

ただし、新たな名称を用いることがより適当と判断される合理的な理由がある場合には、名称案の提案を受け付ける。

(2) 主催

愛知県

(3) 会期

2026年12月12日（土）及び13日（日） 2日間

(4) 会場

Aichi Sky Expo（愛知県国際展示場） 展示ホールC

(5) 開催面積

床面積 4,000 m²程度

※展示ホールCでは、同会期にて、別事業「高校生ロボットシステムインテグレーション競技会」(以下「高校生ロボットSIリーグ」という。)(開催面積:床面積4,000 m²程度)も同時開催する予定。なお、展示ホール附帯控室等も高校生ロボットSIリーグと調整の上、共用とする。

※会場の借り上げ(利用申請及び会場使用料・光熱水費実費の支払い)は、愛知県において実施するが、会場への諸手続きに適宜協力すること。なお、6,000 m²超 10,000 m²以下の区分で借り上げる。

(6) 同時開催

以下の3つのイベントが同時開催される予定である。

	イベント名称	主催	開催日時	開催場所
1	第5回高校生ロボットシステムインテグレーション競技会 (高校生ロボットSIリーグ)	(一社)日本ロボットシステムインテグレータ協会 共催:愛知県	12月12日 (土)及び 13日(日)	ホールC 約4,000 m ²
2	第14回全国少年少女チャレンジ創造コンテスト全国大会 (仮称)	(公社)発明協会 共催:愛知県	12月12日 (土)	ホールD 約6,000 m ²
3	高校生バッテリーグランプリ (仮称)	あいち次世代バッテリー推進コンソーシアム	12月12日 (土)	ホールD 約3,000 m ²

5 業務内容

ロボット魅力発信イベントの開催に向けた、実施内容の企画提案や広報活動及び当日の運営を実施する。

(1) 会場設計

開催にあたり、同ホール内で開催する高校生ロボットSIリーグと調整し、また、隣接ホールの同時開催イベントとは来場者がホール間を相互に行き来できる形とし、相乗効果が発揮できる会場全体の設計、効果的な配置を提案すること。

なお、展示ホールCの使用可能面積は10,000 m²であるが、両イベントにおける使用面積は8,000 m²程度を予定している。(高校生ロボットSIリーグとの連携やコンテンツの効果的な演出方法等の理由によっては、使用面積8,000 m²を下回っても問題ない。)残りの面積については、高校生ロボットSIリーグと調整の上、バックヤードその他必要な用途に利用することも可とする。

(2) 会場の設営・装飾・撤去

前項の会場設計に基づき、適宜高校生ロボット SI リーグと調整の上、必要な資材等の調達・手配、搬出入計画の作成などにより、円滑な会場設営・撤去を行うこと。

なお、設営・撤去日程については、以下のとおり。

○設営日：2026年12月10日（木）正午～11日（金）

○撤去日：2026年12月13日（日）イベント終了後

(3) イベントの企画提案・運営

以下のア～カまでの事項を留意しつつ、主に子ども（小学生をメインターゲットとする）とその保護者に向けて、ロボットの魅力を発信し、ロボットへの興味・関心を醸成できるような内容を企画提案し、イベント当日に運営すること。

ア デモエリアの企画提案・運営

効果的な実施方法により、ロボット技術と先端的な社会の姿を提示するデモンストレーションを実施すること。（ロボット数：5台程度）

なお、愛知県にゆかりのあるロボットであることが望ましい。

また、出展者の選定にあたっては、県の意向を最大限反映するとともに、県と事前に協議した上で決定すること。

イ 体験・展示エリア等の企画提案・運営

主に小学生を対象に、ロボットの操縦体験やプログラミング体験ができるワークショップや、大学・高校等によるブースでのロボットの展示・体験等を実施すること。ただし、未就学児が体験できるコンテンツも一部含めること。

なお、出展者の選定にあたっては、県の意向を最大限反映するとともに、県と事前に協議した上で決定すること。

・コンテンツ数：10以上（うち大学による出展を含む。）

・上記とは別に、高校については、6校（各日3校）程度による出展を想定すること。

ウ 出展者説明会の実施

ア及びイの出展者に向けた事前説明会（オンライン可）を開催すること。

エ 来場者向けの配布物の作成・配布

同ホールで開催するため、高校生ロボット SI リーグと一体的に来場者用パンフレットを作成し、配布すること（1万部程度）。なお、仕様・デザイン・費用負担については、高校生ロボット SI リーグの主催者と調整すること。

オ 諸運営に関すること

適宜同時開催イベントと調整しつつ、次の事項について円滑に運営すること。

・入退場対応

・受付、案内業務

- ・ 入口及び会場内のサインの設置
- ・ 来場者向け休憩エリア等の設営、運営
- ・ 警備・要人対応
- ・ 救護対応
- ・ 衛生管理・清掃
- ・ 災害・緊急時対応
- ・ 傷害・損害保険への加入
- ・ 運営の円滑化のための事務局スタッフ用運営マニュアルの作成
- ・ イベントの画像、映像を撮影する専任スタッフの配置
- ・ 必要となる消防・警察・保健所等の関係機関への申請手続
- ・ その他運営に関わること

カ アンケートの実施

来場者向け及び出展者向けのアンケートを実施し、結果を報告すること。なお、来場者向けのアンケートについては、ノベルティを配布する等、回答率を高めるための提案を行うこと。

(4) 広報活動の企画提案・実施

以下のア及びイを含め、イベントの認知度を高め、誘客に繋げるための広報・PR方法を企画提案し、実施すること。

また、提案にあたっては、2025年度「あいちロボフェス」の来場者アンケート結果において、もともとロボットに興味があった層の来場が大半を占めていたことを踏まえ、ロボットに興味がない層にも訴求する方策に十分留意すること。

ア 広報用 Web サイトの構築・運用

イベント内容を発信するため広報用 Web サイトを構築し、運用すること。また、ワークショップ等を事前予約制にする場合は、予約システムと連携させること。

なお、Web サイトについては、既存の愛知県のロボット産業振興 Web サイトでイベント内容を発信するためのページを作成することも可能である。その場合、当該 Web サイトの管理事業者へ素材等を提出し、その後は、管理事業者にて公開作業を実施する。

〔愛知県のロボット産業振興 Web サイト〕 <https://robot.pref.aichi.jp/>

イ 告知チラシの作成・配布

イベントを周知し、誘客に繋げるため、高校生ロボット SI リーグと一体的に告知チラシを作成し、県内の小中学校や関係団体・施設へ配布すること（目安：部数 66 万部、配送先 1,550 か所）。なお、仕様・デザイン・費用負担については、高校生ロボット SI リーグの主催者と調整すること。

(5) 全体管理

委託事業の開始から終了までの間、本事業を総括する責任者を 1 名以上配置し、実施

方法や進捗状況の確認等、委託事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡・調整を実施すること。

6 成果物

受託者は、事業完了に伴い、以下のとおり報告書を提出すること。

(1) 提出書類

ア 実績報告書 2部

※図面等を除き、A4判縦、横書き、左綴じ、適宜カラー印刷

イ 実績報告書の電子データ 1式

ウ 記録写真及び関連データ等 1式

エ その他、本県が指示したもの

(2) 提出期限

2027年2月26日（金）

(3) 提出先

愛知県経済産業局産業部産業振興課及び県が指定する場所

7 仕様の変更について

本業務内容にかかる仕様記載事項は、今後状況に応じて変更せざるを得ない場合がある。その場合の仕様の変更には可能な限り柔軟に対応すること。なお、その場合には下記の点に留意すること。

(1) 原則として、契約金額の範囲内で対応すること。

(2) 数量変更等仕様変更に伴う価格の変更については、状況に応じて、減額となることも想定されること。

8 その他

(1) 県と十分協議のうえ本業務を実施すること。

(2) 本業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している統括責任者を置き、業務実施内容や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。その他、業務を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。

(3) 委託業務の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。

(4) 受託事業者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じて、いつでも閲覧に供することができるよう、保存しておかねばならない。

(5) 成果物については、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。

(6) 本業務の遂行にあたり知り得た情報を、県の許可なく他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

(7) 個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じるこ

と。

- (8) 本業務の実施に当たり、問題等が発生した時は、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- (9) その他、本仕様書に定めのない事項は県及び受託事業者の協議により定めるものとする。